

ネゴランド国経済開発公社 (レッド社)

-主張の概要-

設問1

論点1: 特定結果達成債務の不履行

←論点2: 免責(不可抗力)

論点3: 損害賠償(債務不履行)

1-1 債務の本旨

- ・建築請負契約の性質
→請負契約は諾成契約で、仕事の完成を目的としている。
- ・契約締結過程 cf.準備書面論点2
- ・契約書
 - 1.1→Workとは、ハッピー橋を設計し、施工することである
 - 3.1→ブルー社は、設計・施工・Workの完成を、契約の目的に合うように作る必要があった。
 - 4.1→設計はブルー社に委任され、その責任を負う。
 - 11.1→契約が必要とされている条件のものを作らねばならなかった。

1-1 特定結果達成債務

- ・UNIDROIT 5.5
 - (a)契約におけるその債務の表現方法
→橋を完成させる債務を負っている。
 - (b)契約価格及びその他の契約条項
→契約書1.1,3.1の記述。
 - (c)期待されている結果の達成において通常見込まれるリスク
→橋の設計・施工は、日々行われている契約である。
 - (d)債権者がその債務の履行に対して及ぼしうる影響
→本件にそういった性質はない。

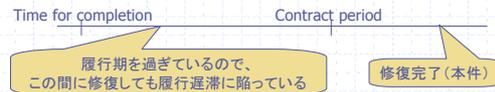
1-2 免責

- ・類型
 - 不可抗力
 - 債権者に~~帰責性~~のある障害
- 事後(後発)的障害
 - 本件事象は、原始的障害(=瑕疵)である
 - (確認まで)に契約書20.1にもあたらない

- ・免責されるか
 - 期待可能な調査方法を用いても障害を認識し得なかったか
 - 建設業大手たるブルー社の合理的支配と、それに対する期待

1-3 損害賠償

- ・"主たる義務"の違反: 結果不達成、履行遅滞



- ・因果関係
 - 事故発生→政府による通行禁止命令→Zone E の閉鎖→減収
 - ※ここでの損害の予見可能性は、減収"額"までは及ばない
 - UNIDROIT 7.4.3(確実性),7.4.4(予見可能性)→7.4.2(完全賠償)

設問2

- ・論点1
ブルー社は、レッド社の損害を全部賠償しなければならない。
- ・論点2
レッド社は損害軽減義務を果たした。よって、何も損害について相殺される事由はない。

2-1,2 完全賠償

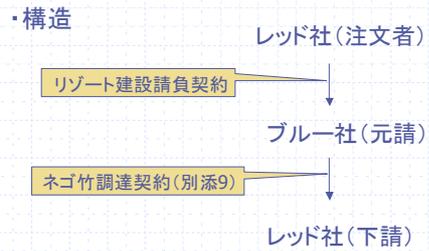


- ①先述の通り。
- ②ブルー社にとって、表3は確実に予見できた数字である。
- ③レッド社にとって確実に把握出来た経済的価値を、全部賠償せねばならない。
- ④レッド社にとっては、解明作業への協力で足りる。

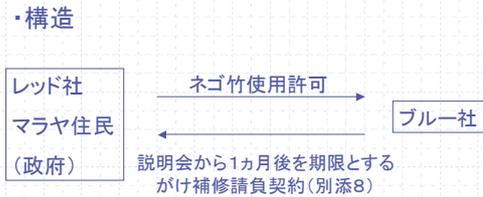
設問3

- ・論点1
Blue社は、別添8と別添9により、がけ補修工事を請け負うという結果債務を負っていた。
- ・論点2
工期が遅れることとなった理由は、契約書7.3に該当するものではなかった。
- ・論点3
ネゴ4世は5百万米ドルの支払いを約束していない。

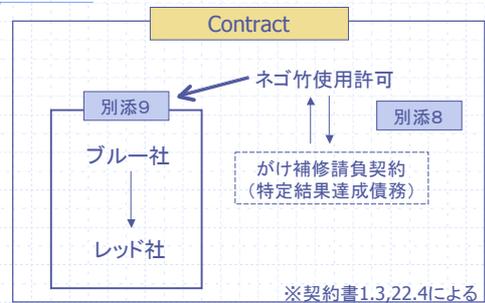
3-1 債務性



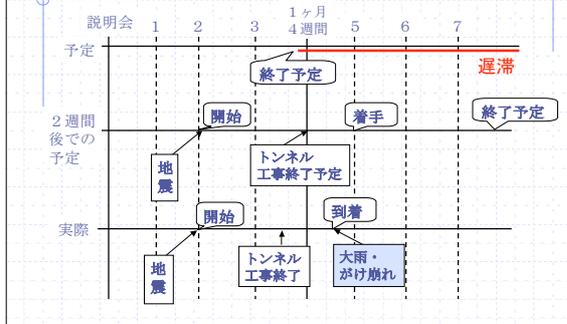
3-1 対償性



3-1 契約(Contract)との関係



3-2 がけ崩れ



3-3 国王の発言

